

大口町告示第25号

大口町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成30年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する要領

大口町特別融資制度推進会議設置要領（平成6年大口町告示第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「農業経営改善促進資金」の次に「（以下「促進資金」という。）」を加える。

第5条第5項中「農林水産事務次官依命通知」の次に「。（以下「経営改善基本要綱」という。）」を加え、同項ア中「農業信用基金協会」を「愛知県農業信用基金協会」に改め、同項イ中「2,500万円」を「1億5,000万円」に、「法人にあつては5,000万円」を「法人にあつては5億円」に、「以下の方法」を「次に掲げる方法」に、「又は認定新規就農者」を「認定新規就農者」に改め、「認定新規就農者が借り入れる場合」の次に「又は促進基金において農業経営改善促進資金融通事業実施要項（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）で定められた極度額等の上限を超える場合」を加え、同条に次の1項を加える。

7 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む）は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報保護に関する規程を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にされている協議等については、なお従前の例による。